注記事項

1．貸借対照表関係

⑴　減損会計

1）減損の認識

減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

用途	種類	場所	帳簿価額	減損額
①事業用地	土地（３施設）(事業用固定資産)	群馬県片品村他	75,837,879	0
②導水施設	構築物（１施設）(事業用固定資産)	大阪府大阪市	3	0
	機械装置(１施設)(事業用固定資産)	大阪府大阪市	8	0
③宿舎	建物（27施設）(事業用固定資産)	千葉県千葉市他	43,163,141	220,853,160
	土地（28施設）(事業用固定資産)	愛知県大府市他	167,638,735	70,117,093
	構築物（３施設）(事業用固定資産)	埼玉県秩父市他	11	3,487,138
	建物（15施設）(一般管理用固定資産)	愛知県尾張旭市他	111,727,917	138,274,514
	土地（４施設）(一般管理用固定資産)	愛知県尾張旭市他	1,183,548,370	102,776,230
④倉庫	建物（２施設）(事業用固定資産)	埼玉県秩父市他	3	71,925,672
	土地（３施設）(事業用固定資産)	埼玉県秩父市他	24,875,001	100,413,055
⑤機械設備	機械装置(２施設)(事業用固定資産)	長野県木曽郡他	2	6,957,828

㈱　帳簿価額については、当事業年度の期末帳簿価額を記載しております。

減損額は、損益計算書に計上しておりません。

減損の認識に至った経緯等

①事業用地、②導水施設、④倉庫及び⑤機械設備は、事業の中止又は施設の用途廃止等により将来の使用見込みがなくなったことから減損を認識しております。

③宿舎については、使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じており、その全部又は一部の使用が想定されていないことから、減損を認識しております。

回収可能サービス価額

回収可能サービス価額は、正味売却価額を使用しており、算定方法等は次のとおりです。建物については不動産鑑定評価額又は固定資産税評価額などを用いて算定しております。土地については不動産鑑定評価額又は地価公示価格などを用いて算定しております。構築物及び機械装置については備忘価額としております。

2）減損の兆候

減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

（単位：円）

用途	種類	場所	帳簿価額(建物等)	帳簿価額(土地等)
①宿舎	建物及び土地（24施設）(事業用固定資産)	大阪府吹田市他	254,652,944	591,167,146
	建物及び土地（８施設）(一般用固定資産)	大阪府吹田市他	126,023,290	775,000,000
②防災用途施設	建物及び土地（７施設）(事業用固定資産)	岐阜県美濃加茂市他	43,355,015	29,934,721
③事業用地等	構築物等及び土地等（66施設）(事業用固定資産)	滋賀県大津市他	3,664,756,795	5,250,735,592
④事務所	建物及び土地（２施設）(一般用固定資産)	埼玉県鴻巣市	204,162,068	143,000,000

㈱　帳簿価額については、当事業年度の期末帳簿価額を記載しております。

認められた兆候の概要

①宿舎、②防災用途施設及び④事務所は、当該固定資産の稼働率が取得時の想定と比べて低下しているため、又は使用しないという決定を行ったため減損の兆候を認めております。

③事業用地等は、取得時に想定した使用可能性を著しく低下させる変化が生じ、又は生ずる見込みがあるため減損の兆候を認めております。

減損の認識に至らなかった根拠

当該固定資産は経常的な保守管理を行い、使用目的に従った機能を現有しており、施設管理を行っていくための管理施設及びその付随施設として使用していくため、又は使用しなくなる日が翌事業年度以降であるため減損を認識しておりません。

⑵　金融商品の時価等

1）金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金並びに国債、地方債及び地方公共団体金融機構債に限定し、財政融資資金及び水資源債券の発行により資金を調達しております。

投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、地方債及び地方公共団体金融機構債を保有しており、全て満期保有目的債券であります。

割賦元金は、借入金等の資金を充当して事業用固定資産を建設した場合に、当該借入金及びその支払利息が負担者の負担に帰すべきものとして確定した金額であり、未回収分を債権として計上しております。

借入金等の使途は一時的な資金不足への対応及び事業用固定資産の建設資金であり、主務大臣の認可を受け、資金調達を行っています。